

第8回 市民の声を聴く会 提言に対する回答

中心街の再生復興・再開発について

(要旨)

中心街の再生復興・再開発については、議員が超党派で市と対峙して改革構想に関する本格的な質疑や論戦を挑み、必要な場合、市議会が発議して条例を制定すること。

速やかに市民・行政・議会・関係団体、及び都市計画の専門家等で組織する「中心街再開発復興検討委員会」を立ち上げて鋭意協議を重ね、次のマスタープランを策定すること。

この事業を実行する為に、仮称「中心街再開発復興事業公社」を発足させて、その年度計画などに沿って本格的に取り組むこと。

中心街の再生復興に合わせて高齢者や障がい者に対応したバリアフリー社会の構築を市の福祉事業として取り組むこと。

(対応)産業建設常任委員会、議会運営委員会で対応。

(対応先協議結果)

中心街の活性化は千歳市のまちづくりにおいて最も重要な課題の一つと考えております。このため、商業振興プランの策定や都度の問題提起に対して、これまでも各議員がそれぞれの立場で中心街が抱える課題について理事者に対し本会議や委員会において質問や質疑を通じて論戦を行ってきました。中心街の復興には多くの課題があることは認識していますが、まずは、担当の産業建設常任委員会で審議を深め、そのうえで議員全員が参加する委員会や会議の設置が必要か、また条例の制定が必要かを検討したいと考えます。

8

現在、市は、第7期総合計画や第3期商業振興プランの策定を進めており、空き店舗対策や商店街等に対する支援等についても取り組んでいくほか、グリーンベルト等の公共空間の有効活用を促進し、市民の活動や交流に加え、観光客やビジネス客などの回遊を促し、官民連携により中心市街地の再生に取り組んでいくこととしております。

再開発に対する市の考え方を伺ったところ、「再開発は都市の居住環境や都市機能の更新を図る上で有効な手段であり、市街地の再開発を行う事業としては、都市再開発法に基づく法定の市街地再開発事業と任意の再開発事業の大きく2つがありますが、再開発事業にかかる一定の法制度は既に整備されておりますので、条例等の制定等については考えておりません。また、法定の市街地再開発事業や任意の再開発事業のいずれにいたしましても、実施にあたっては、まずは権利者である地元住民の発意や機運の高まり、民間事業者の事業提案などが前提となりますが、本市においては、現時点で市民や事業者等からの再開発に係る具体的な協議・相談などはありません。」とのことでした。

中心街の再生復興に合わせて高齢者や障がい者に対応したバリアフリー社会の構築を市の福祉事業として取り組むことについては、「前期に当たる千歳市高齢者保健福祉計画・第7期千歳市介護保険事業計画においては公共施設等のバリアフリー化には明記していましたが、現在策定中の第8期千歳市介護保険事業計画(令和3年度から令和5年度)においては、バリアフリー化における項目は削除しており市の事業としては考えておりません。しかしながら、市と致しましては、中心街の再開発を行う事業主の再開発プランにおいて、バリアフリー化に伴う具体的な相談等がありましたら

提案、助言を行っていきたいと考えています。」とのことでした。

市議会といたしましては、市民の皆様から寄せられる声を行政へ繋げることが最も大事な仕事でありますので、提言者からいただいたご提言を参考にさせて頂き、これからの活動に活かして参りたいと考えております。